

KIT 事業に参加の協同組合のみなさまへ

Kyodo Information of Transport

WebKIT 荷物保険の ご案内

(運送保険 貨物賠償責任担保特別約款付)

日本貨物運送協同組合連合会

取扱代理店：日本貨物運送協同組合連合会

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

目次

	<u>ページ</u>
【1】 WebKIT 荷物保険とは	… 1
【2】 ご契約の形態および概略	… 1
【3】 受託運賃額のご報告と保険料のお支払い	… 1
【4】 保険の対象となる荷物	… 2
【5】 保険の対象とならない荷物、補償内容が制限される荷物	… 2
【6】 下請輸送	… 3
【7】 保険期間（保険会社の責任の始終）	… 3
【8】 支払限度額・免責金額	… 3
【9】 保険金をお支払いする主な損害	… 4
【10】 保険金をお支払いできない主な損害	… 4
【11】 事故が発生した場合	… 4
資料① 保険金ご請求の流れ	… 6
資料② 保険金のご請求に必要な書類	… 7
書式 1 WebKIT 運送事故速報	… 9
書式 2 保険金請求書	… 10（記載例は11ページ）
書式 3 事故報告書	… 12（記載例は13ページ）
書式 4 示談書	… 14（記載例は15ページ）
書式 5 保険金受領に関する承諾書	… 16（記載例は17ページ）

～WebKIT 荷物保険の特徴～

- KIT 事業用に設計した保険です。
- WebKIT を介して輸送が成立した荷物が包括して補償されていますので安心です。（一部保険の対象とならない、もしくは補償内容が制限される荷物があります。）
- 加入保険料の負担が公平です。（受託運賃額の 0.200%）

【1】WebKIT 荷物保険とは

この保険は、KIT 事業に参加する『参加組合』または『利用事業者』が日本貨物運送協同組合連合会（以下「日貨協連」といいます）の運営する WebKIT を介して運送を受託した荷物に関して、保険の対象となる事故が発生した場合に、荷主様に対して契約上・法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

＝ご注意＝

この保険では保険会社による荷主様（荷物の所有者、元請運送会社、委託者）との間の示談交渉の代行は行えませんので、参加組合ならびに利用事業者がご自身で示談交渉いただく必要があります。

【2】ご契約の形態および概略

この保険は、日貨協連が保険契約者となり、KIT 事業に参加する『参加組合』ならびに『利用事業者』を被保険者とする運送保険契約です。

- [1] 保険契約者 : 日本貨物運送協同組合連合会
- [2] 被保険者 : KIT 事業に参加して輸送を受託する『参加組合』（受託組合）ならびに『利用事業者』（受託事業者）

この保険の保険金請求権は、受託側（受託事業者・受託組合）にあります。受託組合が傘下事業者の事故状況を把握・管理できるよう、事故の連絡や保険金請求は、受託事業者が受託組合を通じて行うことを基本ルールとしています。

- [3] 保険価額・保険金額 : 仕切状面価額（仕切状がない場合には荷物の引渡日における到達地価格。中古品の場合は時価。）
- [4] 保険料 : 受託運賃額 × 0.200%（1円位を四捨五入し10円位とします。）

【3】受託運賃額のご報告と保険料のお支払い

[1] 受託運賃額のご報告

各『参加組合』は毎月の受託運賃額（後記【5】の荷物を含む）を翌月末迄に WebKIT 事業委員会までご報告ください。（参加組合を介して受注した全輸送が対象となりますので、別途荷主・運送事業者により保険の手配がなされている運賃についてもご報告ください。ただし、道路利用料等が別建てで表示されている場合は同利用料等を含みません。）

[2] 保険料のお支払い

[1]でご報告いただいた受託運賃額に基づき、該当月の翌々月20日までに保険料を請求します。同月の25日までに WebKIT 事業委員会宛お支払いください。

<例>		2 月末まで	3/20	3/25
		↑	保険料	保険料
	1 月分受託運賃	→ 運賃報告	請求書	支払
			到着	

【4】保険の対象となる荷物

KIT 事業に参加する『参加組合』または『利用事業者』が受託し WebKIT を介して輸送契約が成立した全荷物および『参加組合』における独自の共同受注、共同配車にかかわる受託荷物が対象となります。

ただし、受託事業者が下請に出す荷物については、一次下請業者が輸送する場合のみ対象とし、二次以降の下請業者が輸送する場合や、他のネットワークサービスを介して再委託し成立した輸送契約の受託者を下請業者とする場合はこの保険の対象としません。

==ご注意==

この保険の適用に際しましては、当該運送が本保険制度の対象である参加組合を通じた委託／受託契約に該当していることが、委託者・委託組合・受託組合・受託事業者のいずれかの書面または客観的データにより明らかであることが必要です。

【5】保険の対象とならない荷物、補償内容が制限される荷物

以下の荷物については、保険の対象とならないまたは補償内容が制限されますのでご注意ください。

【1. 保険の対象とならない荷物】

×	×	×	×	×
貨紙幣・ 有価証券類	金・銀・白金の地金、 宝石・貴金属、美術品・骨董品 など標準貨物自動車運送約款 で貴重品・高価品とされる荷物	記念品・書類・写真・ 設計図等価格の決定が困難な 荷物	生動物 ・植物	保管中の荷物 (ただし車上で仮置中の荷物は 対象)

【2. 補償内容が制限される荷物】

△	ばら積み荷物(*1)	特定危険担保(*2)、盗難・不着担保
△	生鮮食料品・冷凍冷蔵荷物等	特定危険担保(*2)、盗難・不着担保、 冷蔵貨物特別約款(*3)

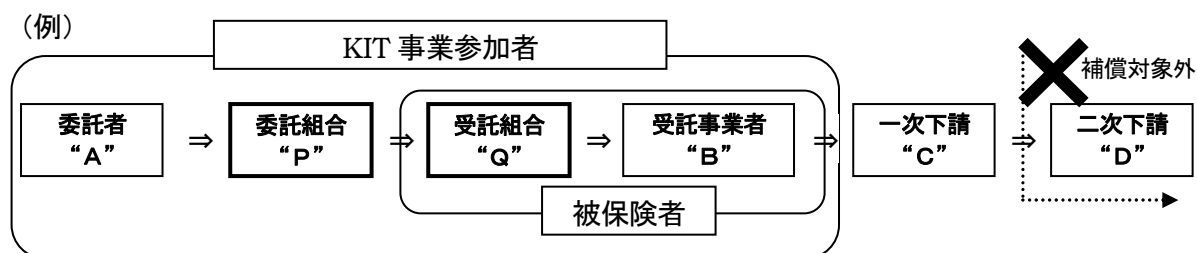
(*1)ばら積み荷物とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状、棒状等の形状で重量または容積により取引が行われる荷物で、梱包せずに輸送用具にそのまま積載される貨物をいいます。(例：重量・容積単位で取引される生コンクリート・ガソリン・木材チップなど。鉄鋼・木材製品は除きます。)

(*2)特定危険担保とは、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突、転覆、墜落、不時着、沈没、座礁、座州によって生じた損害に対して保険金をお支払いする条件です。

(*3)冷蔵貨物特別約款とは、冷凍・冷蔵のために使用されている機械・装置の破損・故障により生じた温度変化による損害に対して、保険金をお支払いする特別約款です。

【6】下請輸送

受託組合／受託事業者が KIT 事業で受託した荷物の輸送を下請運送業者に委託する場合、一次下請業者による輸送のみ補償の対象となります。



上記の場合、受託事業者“B”社もしくはその一次下請業者“C”社により輸送された場合がこの保険の対象となります。二次下請業者“D”社により輸送された荷物は、この保険の対象になりません。

【7】保険期間（保険会社の責任の始終）

引受保険会社の補償責任は、被保険者が発送地において荷物を引き取った時に始まり、通常の輸送を経て到着地において荷物を引き渡した時に終わります。また、運送人が管理する構内における車上での仮置中（トラックの荷室内で鍵が掛かっているなど事故防止の措置がとられていることが前提です。）も補償の対象となります。

【8】支払限度額・免責金額

支払限度額	1事故につき、2,000万円
免責金額	1事故につき、30万円

★ 支払限度額は、輸送の前日までにご通知いただくことで 5,000 万円まで増額することが可能です。（1 輸送あたり下記の追加保険料が必要です。）

増額後の支払限度額	追加保険料
1事故につき、3,000万円	500円
1事故につき、4,000万円	1,000円
1事故につき、5,000万円	1,500円

※引越荷物、個人の家財について支払限度額の増額はできません。

【9】保険金をお支払いする主な損害

2 ページの「【5-2】補償内容が制限される荷物」を除き、オール・リスク条件で補償します。

「オール・リスク条件」で保険金をお支払いする主な損害：

- ①盗難、不着、破損、汚損、水濡れによる損害など
- ②火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落による損害、共同海損犠牲性損害など

保険金は仕切状面価額(仕切状が無い場合には荷物の引渡日における到達地価格。中古品については時価額)を限度にお支払いします。(機械などで修理が可能な場合は修理実費をお支払いします。)

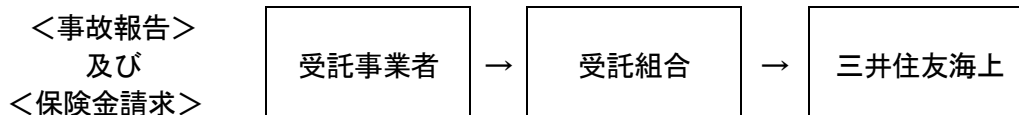
【10】保険金をお支払いできない主な損害

- ①保険契約者、被保険者、下請業者またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
- ②輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ③戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
- ④陸上（湖川を含みます。）にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- ⑤陸上（湖川を含みます。）にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- ⑥「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害（「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特別約款以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。）
- ⑦化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- ⑧貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害（自然発火、むれ、腐敗、かび、変質、変色、さび、蒸発など）
- ⑨運送の遅延による損害、違約金・逸失利益等の間接損害
- ⑩荷造りの不完全による損害
- ⑪警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
- ⑫下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
- ⑬法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害

【11】事故が発生した場合

輸送中（保険期間内）の事故により保険の対象となる荷物に損害が発生した場合は、速やかに所属する受託組合に連絡するよう周知ください。連絡を受けた受託組合は、引受保険会社にご連絡願います。

ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いできない場合があります。



保険金は、損害賠償請求者から被保険者に対する請求書などを確認のうえ、被保険者（受託組合/受託事業者）ご指定先に支払われます。荷主とWebKIT 利用事業者との間に元請運送人等の運送会社との契約が介在する場合は、荷主等から被保険者までのすべての請求書をご提出いただき、請求関係の連続性を確認の上でお支払いします。

●保険金請求に関する書式

保険金請求に関する各種の書式を巻末に添付しています。

- 資料① … 保険金ご請求の流れ
- 資料② … 保険金のご請求に必要な書類
- [書式 1] … 運送事故速報
- [書式 2] … 保険金請求書
- [書式 3] … 事故報告書
- [書式 4] … 示談書
- [書式 5] … 保険金受領に関する承諾書

==ご注意==

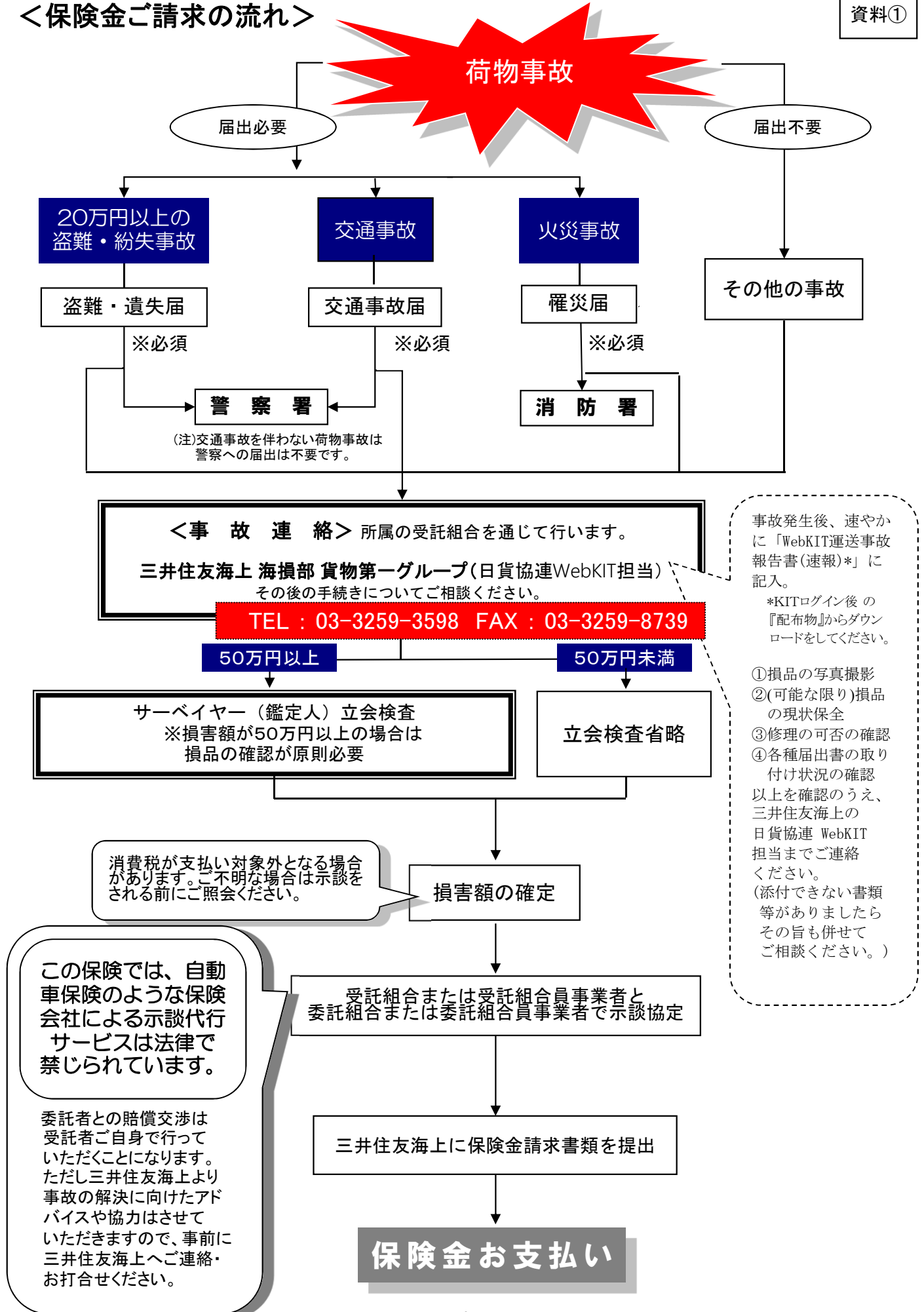
この保険では保険会社による荷主様（荷物の所有者、元請運送会社、委託者）との間の示談交渉の代行は行えませんので、受託組合ならびに受託事業者がご自身で示談交渉いただく必要があります。

※より詳細なご説明は、別冊『保険金請求のご案内』をご参照ください。

荷物事故を起こした受託事業者は所属組合を通じ、このフローに従って処理を行ってください。

資料①

<保険金ご請求の流れ>



保険金のご請求に必要な書類

資料②

- ・ 下欄の書類をご提出ください。
書類の提出を省略できる場合がございますので、「ご説明」欄をお読みください。
- ・ 下記以外の書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
ご不明な点がございましたら、お気軽に三井住友海上または代理店へお問い合わせください。

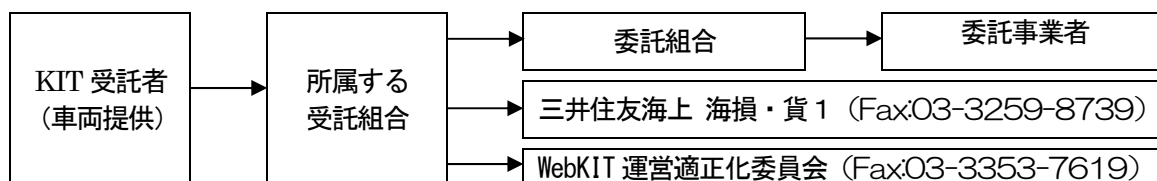
★印は三井住友海上所定の用紙がございます。

ご提出日 任意でご利用 下さい	必要な書類	ご説明
1. 主にお客さまの保険金のご請求意思およびお支払い手続きの確認のための書類		
	(1) 保険金請求書 ＜★書式1＞	保険金ご請求の意思と保険金お振込先の確認のためにご提出ください。 必ずご署名またはご記名・押印および他の保険契約の有無等についてのご記入をお願いいたします。
2. 主に事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認する書類		
	(2) 事故報告書 ＜★書式2＞	事故内容、事故の原因、損害内容（品名・数量・価額）の確認のためにご提出ください。 必ずご署名またはご記名・押印をお願いいたします。 なお、事故発生の状況、原因および保険の目的の損害状況を確認するために荷主等の関係者または第三者からの損害にかかわる報告書等の提出をお願いする場合がございます。
	(3) 事故証明書 ① 交通事故証明書(警察署) ② 罹災証明書(消防署) ③ 盗難・紛失証明願受理証明書 (警察署)	【①は交通事故(車両衝突等)、②は火災、③は20万円以上の盗難・紛失の場合のみご提出ください】 事故の事実確認のためご提出ください。 「(2)事故報告書」に届出警察署、届出日、届出人、受理番号等をご記入いただく場合は、ご提出を省略することができます。
3. 主に輸送した貨物の事実および内容を確認する書類		
	(4) 運転（業務）日報 等	事故発生に関わる運送を行っていた車両の登録番号の確認のためにご提出ください。 損害額が50万円未満の場合は「(2)事故報告書」の運送車両欄に車両登録番号をご記入いただくことでご提出を省略することができます。
	(5) 貨物の送り状・発送伝票等	運送された貨物の明細および輸送された区間の確認のためにご提出ください。 損害額が50万円未満の場合は「(2)事故報告書」の輸送区間欄および貨物の明細をご記入いただくことでご提出を省略することができます。
	(6) 納品書・仕切状 等	運送された貨物の明細（品名、数量、単価、価額）の確認のためにご提出ください。 出荷主が受荷主に発行する納品貨物の明細を示す書類です。社内間の輸送の場合は、在庫価額書等運送時の貨物の価額を示す書類をご提出ください。 損害額が50万円未満の場合は「(2)事故報告書」に輸送貨物の明細をご記入いただくことでご提出を省略することができます。
	(7) 写真または画像データ 等	損害の生じた貨物等の状況の確認のためにご提出ください。（盗難事故の場合は損害が発生した場所の写真のご提出をお願いする場合があります。）
	(8) 貨物の損害の内容（数量、程度、金額等）を示す書類	損害の内容（数量、程度、金額）の確認のためにご提出ください。 ・ 損害貨物を修理・手直した場合は、修理見積書（作業工程等の明細を含む）・請求書・領収書等その費用を示す書類をご提出ください。 ・ 修理が不能な場合で、その状況が「(7)写真・画像データ等」で判断できない場合は、経済的または技術的に修理不能である旨の製造者等の見解書・理由書等をご提出ください。また、損害貨物の時価額を示す書類（商品・製品の原価確認に必要な書類を含む）もご提出ください。 ・ 盗難・不着等の場合は、損害の明細を示す書類をご提出ください。

ご提出日 任意でご利用 下さい	必要な書類	ご説明
4. 損害賠償の内容を示す書類		
	(9) 損害賠償請求書	損害賠償の額および損害賠償請求権者の確認のためにご提出ください。 荷主（貨物所有者）等（*1）が被保険者宛に発行した損害賠償の請求書です。荷主等（*1）と被保険者の間に元請運送人等他の運送会社との運送契約が介在する場合は、荷主等（*1）から被保険者までのすべての当事者間の請求書をご提出ください。
	(10) 示談書 等 ＜★書式 3＞	被保険者が荷主等（*1）に対して負担する損害賠償責任の額の確認のためにご提出ください。 示談協定にあたっては必ず示談内容について事前に三井住友海上の了解を得てください。裁判で損害賠償額が確定した場合は判決書をご提出ください。
	(11) 損害賠償の請求者（荷主等）の領収証	【損害賠償金をすでに荷主等（*1）に支払われた場合のみご提出ください。】 三井住友海上がお支払いする保険金の額を被保険者が荷主等（*1）へお支払いされたことの確認のためにご提出ください。 修理代等を修理業者に直接支払われた場合は、修理業者の領収証をご提出ください。 銀行振り込みにより支払われた場合は、振込伝票で代えることができます。 運賃相殺により精算された場合は、それを確認できる書類をご提出ください。
	(12) 保険金受領の承諾書 ＜★書式 4＞	【保険金を被保険者がお受け取りになる場合で、損害賠償金を荷主等（*1）にまだ支払われていない場合のみご提出ください。】 保険金を被保険者がお受け取りになることを荷主等（*1）が承諾していることの確認のためにご提出ください。
5. その他保険金のご請求に必要な書類		
	(13) 保険契約が確認できる書類	当該運送が WebKIT 参加組合を通じた求荷・求車契約であることを示す書類が必要です。輸送明細書、保険請求表、車両成約情報一覧表 等。
	(14) 他者から支払われる損害賠償金、保険金、給付金を示す書類	【他者から支払われる損害賠償金、保険金、給付金がある場合のみご提出ください。】 被保険者が被った損害に対して支払われることが決定している、またはすでに支払われた損害賠償金、保険金、給付金等がある場合には、その額を示す書類および関連する保険証券等をご提出ください。
6. その他 今回の事故の保険金のご請求に必要な書類		

(*1) 荷主、元請運送人または委託組合、委託組合員事業者

<提出ルート>

★遅滞なく
一報ください。

WebKIT 運送事故速報

年 月 日

所属組合名：

貴社名：

代表者名：

印

作成者	所属：	氏名：	電話：	—	—
事故発生日時	20 年 月 日 □午前・□午後 時 分頃 (不明の場合は損害発見日時)				
事故発生場所	都道府県	市区群	町	村	
	□輸送中 □荷積・荷卸中 □不明 □その他 ()				
損害荷物			損害数量		
損害内容	□破損 □濡損 □汚損 □不着・盗難・紛失 □その他 ()				
KIT 委託者名 (荷物提供)			KIT 受託者名 (車両提供)		
輸送日 輸送会社	輸送日：20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 □自車 □一次下請先 (会社名： 車番：)				
輸送区間	積地：		卸地：		
荷主名 (お判りの場合)	送り主：		受け荷主：		
(事故の概要)					
(事故の原因)					
(再発防止対策)					
損害見込額	□約 万円、 □確認中				
	【注】損害額によっては損害貨物の立会検査を行う場合もありますので、損害貨物はできる限り現状を保全してください。修理や廃棄を急ぐため現状保全が難しい場合は、事前に損害状況の写真を撮影いただくようお願いします。				
損害荷物 保管場所	会社名：		住所：		
	ご担当者名：		連絡先 (電話番号)： — —		
別紙 (あり ・ なし)					

※この報告書は、WebKIT 運営適正化委員会で検討し、WebKIT に概要を掲載する場合があります。掲載する場合は、事業者が特定できる情報は記載しません。

保 険 金 請 求 書 [運送保険 (賠償責任)]

書式2

三井住友海上火災保険株式会社 御中

当該保険事故につき、関係書類を添付のうえ、保険金を請求します。

お願い 太線内をご記入ください。

【個人情報の取扱いに関する同意】

本保険請求に関する私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で、次のとおり取得・利用・提供することに同意します。

- ① 保険契約の履行（損害調査、保険金支払の可否、支払保険金の算定等）・保険引受判断・各種サービスの提供等のために、貴社が保険事故の関係者（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、業務委託先（保険代理店を含む、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、貴社が再保険引受会社に提供を行うことがあること。
- ③ 保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、貴社が保険業法施行規則に基づき、保険業の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して取得・利用・提供を行うこと。
- ④ 他の保険契約等がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報（支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金等に関する情報）を、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供すること、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用すること。また、その損害保険会社・共済が貴社へ提供すること、貴社から提供を受け、利用すること。

【他の保険契約等がある場合の保険金請求の取扱いに関する同意】

同一の損害または費用に関して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等（保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。本書面では同様とします。）から、保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払いを受けた場合には、保険契約で定められた保険金等を超えた額について、貴社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します（貴社または他の保険契約等の保険会社・共済から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います。）。

また、他の保険契約等がある場合、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して貴社の負担部分を超える額を求償することに同意します。

保険金請求日	20 年 月 日	管 理 番 号 <small>(任意にご利用ください)</small>	
保 険 金 請 求 者 (被 保 険 者)	住所：〒□□□—□□□□ TEL No. — —		
	受託組合名 <small>(法人の場合は、法人名と代表者の役職名・氏名をご記入のうえ、職印をご押印下さい。)</small>		印
	受託組合員事業者名		印
	ご担当者： <small>(部署・お名前)</small> <small>(法人の場合)</small>	<small>(連絡先)</small>	
実運送事業者名		今回の事故で保険金をご請求される他の保険契約	有 ・ 無
保 険 金 請 求 額	請求額の内訳 損 害 額 ￥ 一) 免 責 額 ￥ 3 0 0 , 0 0 0 <hr/> 請 求 額 ￥		

本件について、荷主(元請運送人)より請求を受け、上記損害額が賠償金として確定し、本件賠償事故が解決しました。本件に関し、今後相手方より請求ないし異議がありましても、一切当方で解決し貴社には請求いたしません。

保険金は、以下の指定金融機関口座へ振り込んでください。
指定金融機関口座への振込をもって当方へ保険金の支払がなされたものと認め、領収書は発行いたしません。

代理店・弊社営業受領日(印)

年 月 日

海 損 部 受 付 印

お 振 込 先 金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合	支 店	
	金融機関番号	店 舗 番 号	
口座種類・番号	1 普通・総合 2 当座 <small>(該当する番号に○)</small>		
口座名義 (カタカナ)			

記入例

保険金請求書 [運送保険(賠償責任)]

書式2

三井住友海上火災保険株式会社 御中

当該保険事故につき、関係書類を添付のうえ、保険金を請求します。

お願い 太線内をご記入ください。

【個人情報の取扱いに関する同意】



本保険請求に関する私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で、次のとおり取得・利用・提供することに同意します。

- ①保険契約の履行(損害調査、保険金支払の可否、支払保険金の算定等)・保険引受判断・各種サービスの提供等のために、貴社が保険事故の関係者(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、業務委託先(保険代理店を含む、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、貴社が再保険引受会社に提供を行うことがあること。
- ③保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、貴社が保険業法施行規則に基づき、保険業の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して取得・利用・提供を行うこと。
- ④他の保険契約等がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報(支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金等に関する情報)を、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供すること、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用すること。また、その損害保険会社・共済が貴社へ提供すること、貴社から提供を受け、利用すること。

【他の保険契約等がある場合の保険金請求の取扱いに関する同意】

同一の損害または費用に関して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等(保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。本書面では同様とします。)から、保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払いを受けた場合には、保険契約で定められた保険金等を超えた額について、貴社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します(貴社または他の保険契約等の保険会社・共済から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います。)

また、他の保険契約等がある場合、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して貴社の負担部分を超える額を求償することに同意します。

保険金請求日	2020年 9 月 1 日	管理番号 (任意にご利用ください)	F-001 (任意にご利用ください)
保険金請求者 (被保険者)	住所: 〒104-8252 TEL No. 03-3297-XXXX 東京都中央区新川2-27-2		
	受託組合名 (法人の場合は、法人名と代表者の役職名・氏名をご記入のうえ、職印をご押印下さい。) 〇〇協同組合 代表理事 〇〇 〇〇 		
	受託組合員事業者名 〇〇運送株式会社 代表取締役 △△ △△ (必ずご捺印ください) 		
ご担当者: (部署・お名前) (法人の場合) 総務部 △△ △△		(連絡先) 03-3297-XXXX	
実運送事業者名	〇〇運送株式会社	今回の事故で保険金を ご請求される他の保険契約	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
保険金請求額	請求額の内訳。 損害額 ￥ 375,000 -) 免責額 ￥ 300,000 請求額 ￥ 75,000		

本件について、荷主(元請運送人)より請求を受け、上記損害額が賠償金として確定し、本件賠償事故が解決しました。本件に関し、今後相手方より請求ないし異議がありましても、一切当方で解決し貴社には請求いたしません。

保険金は、以下の指定金融機関口座へ振り込んでください。
指定金融機関口座への振込をもって当方へ保険金の支払がなされたものと認め、領収書は発行いたしません。

代理店・弊社営業受領日(印)

年 月 日

海損部受付印

お振込先 金融機関	銀行	新川支店				
	信用金庫 信用組合					
	金融機関番号	0 1 X X	店舗番号	1 2 3		
口座種類・番号	1.普通・総合 (該当する番号に○)	2.当座	1 2 3 4 5 6			
口座名義 (カタカナ)	マルマルウンソウ(カ)					

事故報告書 [運送保険 (賠償責任)]

書式3

三井住友海上火災保険株式会社 御中

受託組合名

印

受託組合員事業者名

印

記入日 (報告日)	20 年 月 日				
出荷主名	住所 : TEL				
受荷主名	住所 : TEL				
輸送日	20 年 月 日				
輸送区間	自 ~ 至				
運送人	元請 :		下請 :		実運送人 :
運送車両	車両登録番号 :		最大積載量 :		
事故発生日時	20 年 月 日 午前・午後 時 分頃				
事故発生場所					
損害の種類	<input type="checkbox"/> 破曲損 <input type="checkbox"/> 濡れ損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不着・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()				
輸送貨物および 損害貨物の明細	輸送貨物 (品名)	総輸送数量	損害数量	単価	損害額
損害の状況	発生した状況、程度、 原因等				
損品の処置	<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 修理・手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> その他 ()				
盗難・紛失事故 または交通事故 の警察への届出	届出年月日 : 届出警察名 : 警察署 交番 電話番号 : 担当警察官 : 届出人氏名 : 受理番号 :				

三井住友海上火災保険株式会社 御中

受託組合名（必ずご捺印ください）

〇〇協同組合 代表理事 〇〇 〇〇

受託組合員事業者名（必ずご捺印ください）

〇〇運送株式会社 代表取締役 △△ △△

印

印

記入日（報告日）	20 20 年 9 月 1 日				
出荷主名	駿河台工業(株) 住所：東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL 03-3259-XXXX				
受荷主名	淀屋橋工業(株) 住所：大阪市中央区北浜4-3-1 TEL 06-6233-XXXX				
輸送日	20 19年 9 月 1 日				
輸送区間	自 横浜 大黒ふ頭 ~ 至 大阪市中央区				
運送人	元請：〇〇運送 下請： 実運送人：〇〇運送				
運送車両	車両登録番号：品川100 あ XXXX 最大積載量：4トン				
事故発生日時	20 20 年 9 月 1 日 午前・午後 10 時 15 分頃				
事故発生場所	大阪市中央区北浜4-3-1 淀屋橋工業前				
損害の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 破曲損 <input type="checkbox"/> 濡れ損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不着・紛失 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
輸送貨物および 損害貨物の明細	輸送貨物（品名）	総輸送数量	損害数量	単価	損害額
	自動車部品	300箱	15箱	¥25,000	¥375,000
損害の状況	作業員2人で荷降ろしをしていたところ、荷台から誤って自動車部品を落下させた。 修理は不能				
発生した状況、程度、 原因等					
損品の処置	<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 修理・手直し <input type="checkbox"/> 転売 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
盗難・紛失事故 または交通事故 の警察への届出	届出年月日： 届出警察名： 警察署 交番 電話番号： 担当警察官： 届出人氏名： 受理番号：				

示 談 書

当事者 甲 (受託組合又は 受託組合員事 業者)	住所	
	氏名	Tel ()
当事者 乙 (荷主又は委託組 合又は委託組合 員事業者)	住所	
	氏名	Tel ()
事故発生日時	年 月 日	午前・午後 時 分頃
事故発生場所		
事故内容	<hr/> <hr/> <hr/>	
示談条件	上記事故に関して、当事者間で協議の結果甲は乙に対し運送品の損害賠償金 として¥.....を支払う。	

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方裁判上または裁判外において一切の異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

なお、盗難、紛失品については、示談金決済後の所有権は甲に属することを確認いたします。

当事者 甲

受託組合

(名前)

印

当事者 甲

受託組合員事業者

(名前)

印

年 月 日

当事者 乙

荷主または委託組合または
委託組合員事業者

(名前)

印

記入例

3部作成し、甲・乙が1部を保有、残り1部を弊社へご提出ください。

書式4

示談書

当事者 甲 (受託組合又は受託組合員事業者)	住所	東京都中央区新川2-27-2
	氏名	〇〇協同組合 代表理事 〇〇 〇〇 Tel 03 (3297) XXXX
当事者 乙 (荷主又は委託組合又は委託組合員事業者)	住所	大阪市中央区北浜4-3-1
	氏名	淀屋橋工業(株) Tel 06 (6233) XXXX
事故発生日時	20 20 年 9 月 1 日 午前・午後 10 時 15 分頃	
事故発生場所	大阪市中央区北浜4-3-1 淀屋橋工業前	
事故内容	甲の作業員2人で荷降ろしをしていたところ、荷台から誤って自動車部品を落下させた。	
示談条件	上記事故に関して、当事者間で協議の結果甲は乙に対し運送品の損害賠償金として¥ 375,000 を支払う。	

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方裁判上または裁判外において一切の異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

なお、盗難、紛失品については、示談金決済後の所有権は甲に属することを確認いたします。

当事者 甲

受託組合 〇〇協同組合
(名前) 代表理事 〇〇 〇〇

印

当事者 甲

受託組合員事業者
(名前) 〇〇運送株式会社
代表取締役 △△ △△

印

2020 年 9 月 30 日

当事者 乙

荷主または委託組合または委託組合員事業者
(名前) 淀屋橋工業株式会社
代表取締役 □□ □□

印

保険金受領に関する承諾書

年 月 日

殿

(損害賠償請求者) 住 所

氏 名 _____ 印

事故発生日時	年 月 日	午前	午後	時	分頃
事故発生場所					
事故内容					
損害賠償額	¥				

上記事故に関して、貴社が当社への上記の損害賠償金の支払いのため、貴社が加入する損害保険会社から保険金^(※)を受領して当社へ支払うことを承諾いたします。

(※) 保険金の額は保険契約の内容により損害賠償金を下回ることがあります。

保険金受領に関する承諾書

2020年 9 月 30 日

〇〇運送株式会社 殿

(荷主等のご署名をお取り付けください。)

(損害賠償金請求者) 住所 大阪市中央区北浜4-3-1

氏名 淀屋橋工業株式会社 代表取締役 □□ □□

印

事故発生日時	20 20 年 9 月 1 日 午前・午後 10 時 15 分頃
事故発生場所	大阪市中央区北浜4-3-1 淀屋橋工業前
事故内容	作業員2人で荷降ろしをしていたところ、荷台から誤って自動車部品を落下させた。
損害賠償額	¥375,000

上記事故に関して、貴社が当社への上記の損害賠償金の支払いのため、貴社が加入する損害保険会社から保険金^(※)を受領して当社へ支払うことを承諾いたします。

(※) 保険金の額は保険契約の内容により損害賠償金を下回ることがあります。

取扱代理店および引受保険会社

【取扱代理店】 日本貨物運送協同組合連合会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5(トラック総合会館9階)

TEL:03-3355-2035 FAX:03-3355-2037

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第四部第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03-3259-6639 FAX:03-3259-7371

WebKIT制度および規約等のご質問は下記までお問合せください。

日本貨物運送協同組合連合会 KIT事業部

TEL: 03-3357-6068 FAX: 03-3353-7619

＜保険会社が経営破綻した場合のお取扱いについて＞

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社ホームページをご覧ください。

このご案内はWebKIT 荷物専用の運送保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。